

社会保険労務士法人
桑原事務所

NEWS

2024年11月22日号
令和6年12月2日以降、健康保険証ってどうなるの？

1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

桑原事務所の森野です。

早速ですが、12月2日以降の健康保険証（以下「保険証」）の取り扱いについて、お知らせします。
12月2日以降、保険証の新規発行が廃止されます。

★★★★★みなさまにお願いしたいこと★★★★★

入社・扶養追加の手続きを弊社へご依頼いただく際は、

**対象者に「マイナ保険証」を使用されているか（「資格確認書」の発行要否）を確認いただき、
弊社へお知らせ下さい！！**

マイナ保険証：保険証利用登録を行っているマイナンバーカードのこと

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★



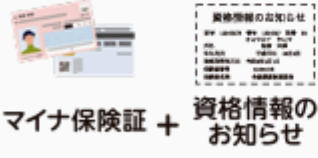

健康保険に加入する際には、資格取得届を日本年金機構等へ提出しますが、
「マイナ保険証」をお持ちでない方については、この届出を行う際に「資格確認書（黄色のプラスチック製カード）」の発行を申請する必要があるためです。

よくある質問

Q1.今持っている保険証は12月2日以降、使用できなくなりますか？

A1.来年（令和7年）12月1日まで使用できます。

令和6年12月2日以降の医療機関の受診方法

医療機関等の受診方法	令和6年	令和7年以降
 <p>健康保険証</p>	<p>R6.12.2廃止</p> <p>廃止後1年間は使用可能 (経過措置)</p>	<p>R7.12.1経過措置終了</p>
 <p>マイナ保険証</p>		
 <p>マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ</p>		<p>オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関や健診機関などで、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示いただきます。</p> <p>※健康保険の資格情報等が確認できるシステム</p>
<p><マイナ保険証がない場合></p>  <p>資格確認書(イメージ)</p>		<p>原則として、申請により発行します。</p> <p>※マイナ保険証をお持ちでない既加入者は、R7.9～R7.11に送付予定です。</p>

(協会けんぽNEWS令和6年11月号より)

資格情報のお知らせ(紙製) : 資格取得届提出後、日本年金機構等から事業所へ送付される(申請不要)

Q2.マイナ保険証を持っています。入社後すぐマイナ保険証を使って受診できますか？

A2.日本年金機構等が資格取得届を受理してから2～5営業日程度で使用できるようになります。保険者情報が切り替わっているかは「マイナポータル」で各自確認できます。

Q3.退職者の保険証について、12月2日以降も返納する必要がありますか？

A3.はい。

①令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった「保険証」

②有効期間内に退職等した場合の「資格確認書(黄色のプラスチック製カード)」

は返納する必要があります。

「資格情報のお知らせ(紙製)」は返納不要です。

以上です。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井1143-1

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

